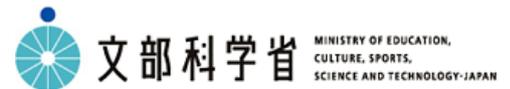


# 就学援助実施状況等調査結果

- ◆ 令和元年7月に各都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に対して、「令和元年度就学援助実施状況」について調査を実施し、その結果を取りまとめたもの。
- ◆ 令和2年7月に各都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に対して、「令和元年度要保護及び準要保護児童生徒数」及び「令和2年度就学援助実施状況」について調査を実施し、その結果を取りまとめたもの。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、自治体の事務負担の軽減を図る観点から、調査項目数を精選している。

文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム  
(令和3年3月)

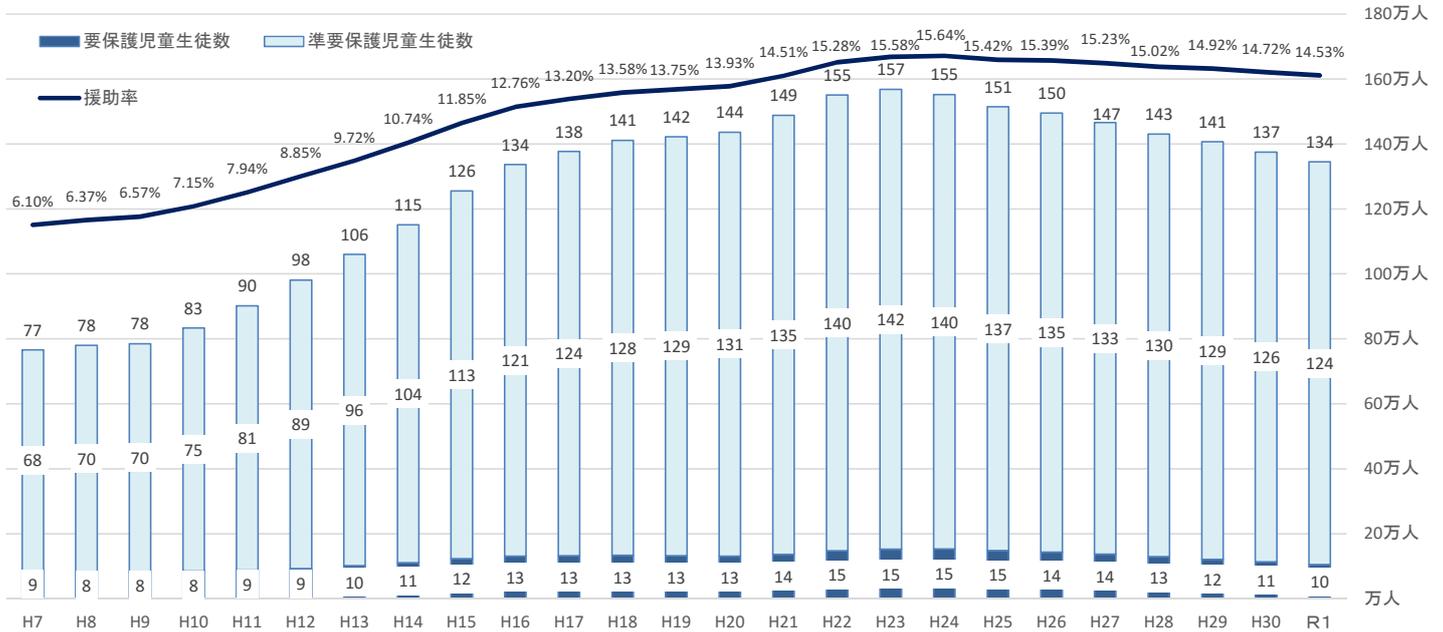


## (本調査結果利用上の留意点)

- 本調査結果は、小中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む）の児童生徒を対象として実施される就学援助について、都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会から報告されたものである。
- 要保護児童生徒数は、各年7月1日現在で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者として、各市町村が把握している人数である。
- 準要保護児童生徒数は、当該年度内に、各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数で、学用品費等（学用品費のほか、通学費、修学旅行費など）が支給されたものであり、給食費や医療費のみを支給されたものは除いている。
- 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数は、各年度3月期に被災児童生徒就学援助事業の対象となった人数である。
- 要保護及び準要保護児童生徒数、被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数においては、いずれも国立・私立学校の児童生徒が対象になり得るが、その内訳は把握していない。
- 就学援助率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものである。
- 要保護児童生徒のうち、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（以下、「就学援助法」という。）の補助対象者は一部である。（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため。）

# 要保護及び準要保護児童生徒数の推移 (H7~R1)

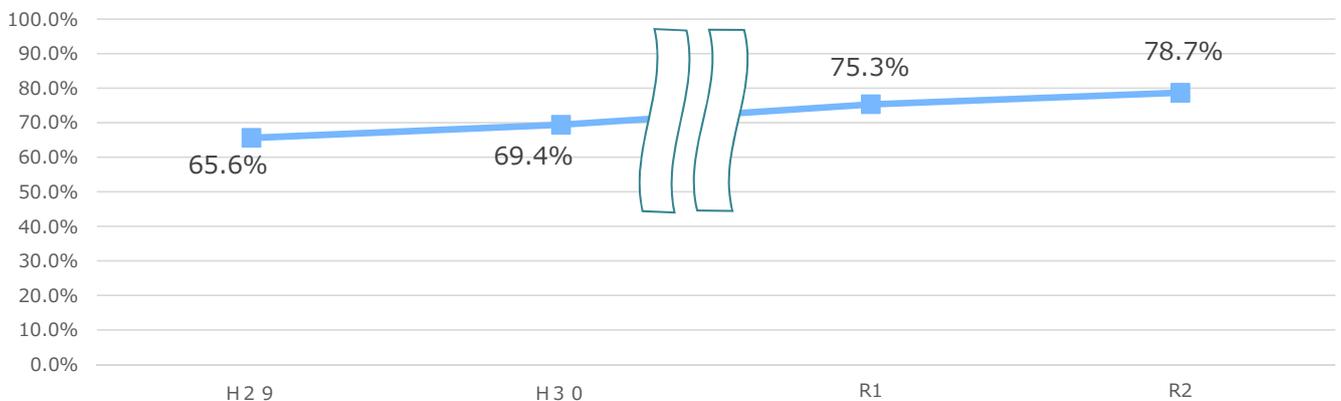
- 令和元年度要保護及び準要保護児童生徒数（以下「就学援助対象者数」という。）は、**1,344,916人**（対前年度▲30,061人）で8年連続減少。
- 令和元年度就学援助率は**14.53%**（対前年度▲0.19ポイント）で7年連続減少。
- 就学援助対象者数の主な減少要因としては、「児童生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」と回答した市町村が多い。



(文部科学省調べ)

- ※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数
- ※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

# 令和元年・2年度就学援助制度の周知状況 (子供の貧困に関する指標)



	H29	H30	R1	R2
①毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	○	○	○	○
②入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	○	○	○	○
③就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布 (R1から一部変更)	-	-	○	○
④就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布 (R1から追加)	-	-	○	○
⑤学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布 (R1から追加)	-	-	○	○

※ 平成29, 30年度は、左の調査項目のうち、①かつ②と回答した市町村の割合としている。

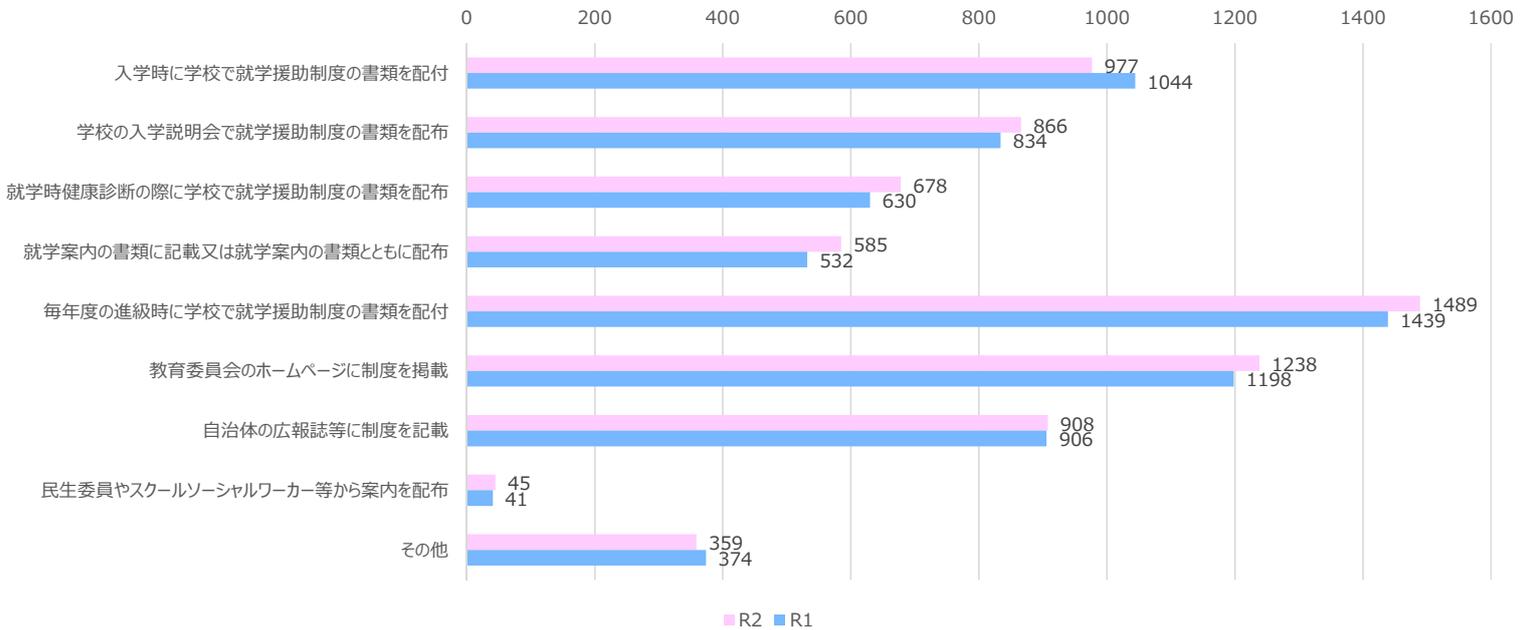
※ 令和元, 2年度は、左の調査項目のうち、①かつ②, ③, ④, ⑤のいずれか一つ以上を回答した市町村の割合としている。

※ 令和元年度の調査から、入学前支給の実施が進んでいる実態を踏まえ、調査票の調査項目について、入学時の就学援助制度の周知状況を測る項目を追加・変更する見直しを行っている (左記表参照)。

○ 調査項目 - 調査せず

# 令和元年・2年度就学援助制度の周知状況

就学援助制度の周知について、入学時に学校で就学援助制度の書類を配布する市町村は減少したが、就学時健康診断時や学校の入学説明会などで就学援助制度の書類を配布する市町村が増加している。



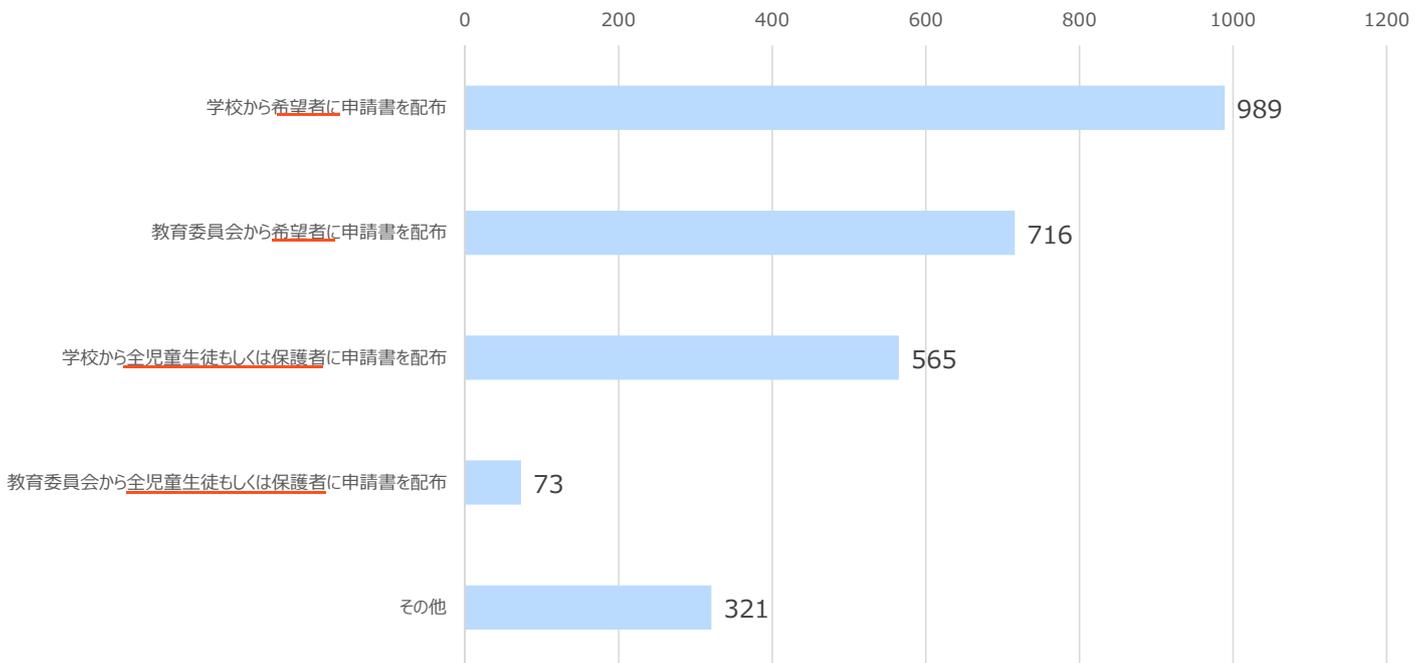
※ 回答市町村数 (R1:1766, R2:1765)

※ 複数回答可。

※ 「その他」としては、町内の保育所・幼稚園へ資料を配布し、保護者からの相談に応じて情報を提供できるようにしている例などがある。

# 令和元年度就学援助制度（申請書の配付方法）

希望者に申請書を配布する自治体が多く、「学校から希望者に対して申請書を配布」と回答した割合が56%（989市町村）となっており、「教育委員会から希望者に申請書を配布」と回答した割合が40.5%（716市町村）となっている。



※ 回答市町村数 (R1:1,766)

※ 複数回答可。

※ 「その他」としては、「就学通知に案内文書と申請書を同封」、「(HP掲載の旨周知したうえで) HPに掲載し随時ダウンロード可能としている」などがある。

(市町村数)

# 令和元年度就学援助制度（準要保護認定基準の概要）

- 市町村が実施する準要保護への就学援助では、多くの市町村で複数の認定基準を設定している。
- 主な認定基準のうち、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を認定基準としている自治体は76.0%。
- 「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」では、生活保護基準の1.2倍を超え、1.3倍以下と回答した市町村の割合が最も多い。

認定基準の主なもの	R1自治体数 (複数回答)	H30自治体数 (複数回答)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,348 (76.3%)	1,340 (75.9%)
生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの	1,343 (76.0%)	1,322 (74.9%)
児童扶養手当の支給	1,317 (74.6%)	1,317 (74.6%)
市町村民税の非課税	1,308 (74.1%)	1,304 (73.8%)
市町村民税の減免	1,138 (64.4%)	1,126 (63.8%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1,108 (62.7%)	1,105 (62.6%)
国民年金保険料の免除	1,101 (62.3%)	1,102 (62.4%)

自治体における 基準の倍率	R1自治体数	H30自治体数
～ 1.1倍以下	164 (9.3%)	179 (10.1%)
～ 1.2倍以下	225 (12.7%)	222 (12.6%)
～ 1.3倍以下	723 (40.9%)	695 (39.4%)
～ 1.4倍以下	44 (2.5%)	44 (2.5%)
～ 1.5倍以下	176 (10.0%)	171 (9.7%)
1.5倍超	11 (0.6%)	11 (0.6%)
計	1,343 (76.0%)	1,322 (74.8%)

※パーセンテージは、回答市町村数（H30：1,766、R1：1,766）に対する割合である。

# 令和元年度就学援助制度（準要保護の認定基準等の変更状況）

- 平成30年度から令和元年度にかけて、認定基準等を変更した1,011市町村のうち、**援助単価引き上げが764市町村**、**援助費目拡大が212市町村**となっている。

援助単価		
引き上げ	引き下げ	一部引き上げ、一部引き下げ
<b>764 (75.6%)</b>	4 (0.4%)	172 (17.0%)

援助費目		
拡大	縮小	一部拡大、一部縮小
<b>212 (21.0%)</b>	3 (0.3%)	28 (2.8%)

※ 回答市町村数（R1：1,766）  
 ※ 変更理由は主な理由を1つ選択。  
 ※パーセンテージは、準要保護の認定基準等を変更した1,011市町村に対する割合である。  
 ※令和元年10月1日に消費税の10%への引き上げが行われている。

# 令和元年度就学援助制度（国の補助金単価と市町村の援助単価の変更）

○ 令和元年度予算単価と同額以上の単価を設定している市町村数が一定数みられた。

費目	学校種	実費及び現物支給と回答した市町村数	国の令和元年度予算単価と同額以上の単価を設定している市町村数 (上限額又は一定額)	令和元年度予算単価
学用品費	小学校	32	1,290	11,520円 (+100円)
	中学校	36	1,281	22,510円 (+190円)
新入学児童生徒学用品費等	小学校	5	1,228	50,600円 (+10,000円)
	中学校	5	1,239	57,400円 (+10,000円)
通学費	小学校	366	42	39,620円 (+330円)
	中学校	362	44	80,070円 (+660円)
修学旅行費	小学校	908	489	21,670円 (+180円)
	中学校	925	508	60,300円 (+2,710円)

※ 回答市町村数 (R1 : 1,766)

※ 「実費」「現物支給」「上限額」「一定額」と回答した市町村以外には、「その他」（市町村単費による無償化、一定額と現物支給の併給など）と回答した市町村がある。

## 令和2年度就学援助実施状況調査 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況

(令和2年7月時点)

### 小学校

子供の貧困に関する指標

● 「令和2年度入学者に実施済み」と回答

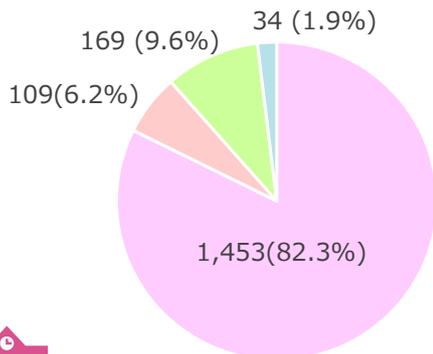
1,453 / 1,765市町村 82.3%  
(対前年度 +8.6ポイント)

● 「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答

109 / 1,765市町村 6.2%

内訳

- 令和3年度新入学者から実施予定：28市町村
- 令和4年度新入学者以降の実施予定：20市町村
- 未定：61市町村



- 入学前支給を行っている
- 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている
- 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない
- その他

### 中学校

● 「令和2年度入学者に実施済み」と回答

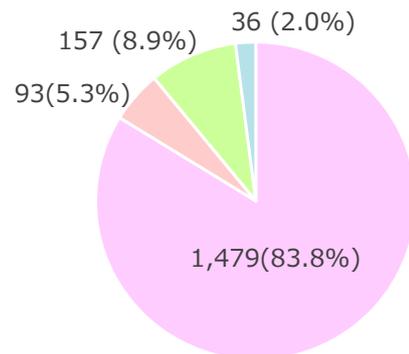
1,479 / 1,765市町村 83.8%  
(対前年度 +4.9ポイント)

● 「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答

93 / 1,765市町村 5.3%

内訳

- 令和3年度新入学者から実施予定：22市町村
- 令和4年度新入学者以降から実施予定：18市町村
- 未定：53市町村



※ 回答市町村数 1,765市町村。

※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

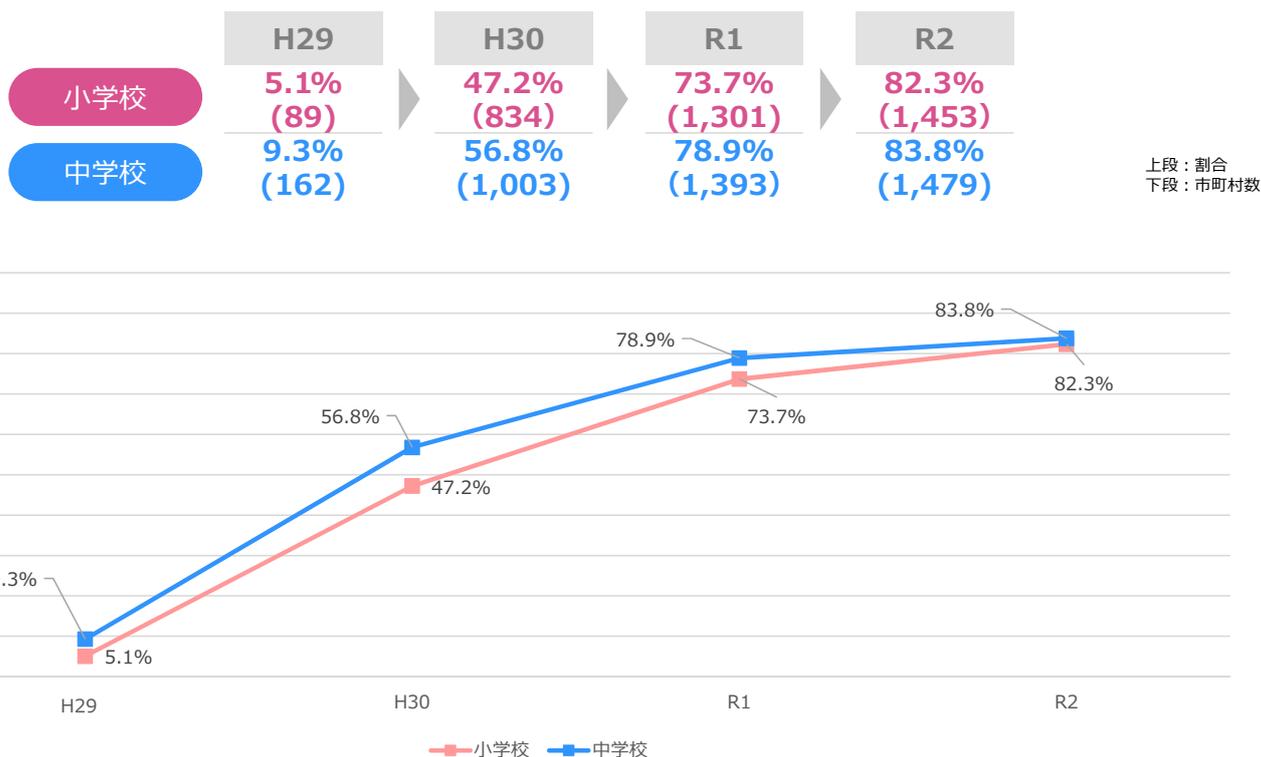
※ 「その他」は、学用品費や修学旅行費を無償化している場合や、要保護・準要保護者がいない場合、小中学校が域内に設置されていない場合など。



# 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況の推移

(平成29年度～令和2年度)

新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を実施している市町村の割合は、調査を開始した平成29年度以降、増加している。



※ H29：平成28年度以前から入学前支給を実施済みと回答のあった自治体の割合

※ H30, R1, R2：各年度の入学者に実施済みと回答のあった自治体の割合

※ 文部科学省においては、要保護児童生徒援助費補助金において、平成30年度入学者より、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう交付要綱を改正。

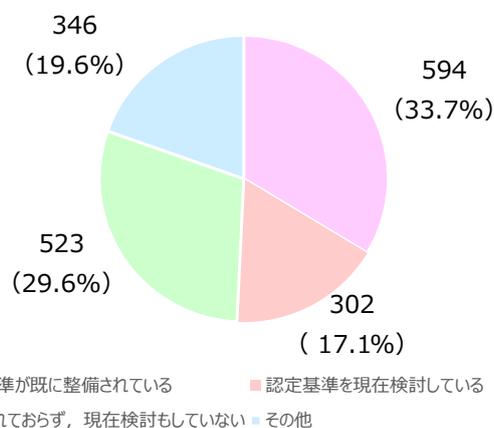
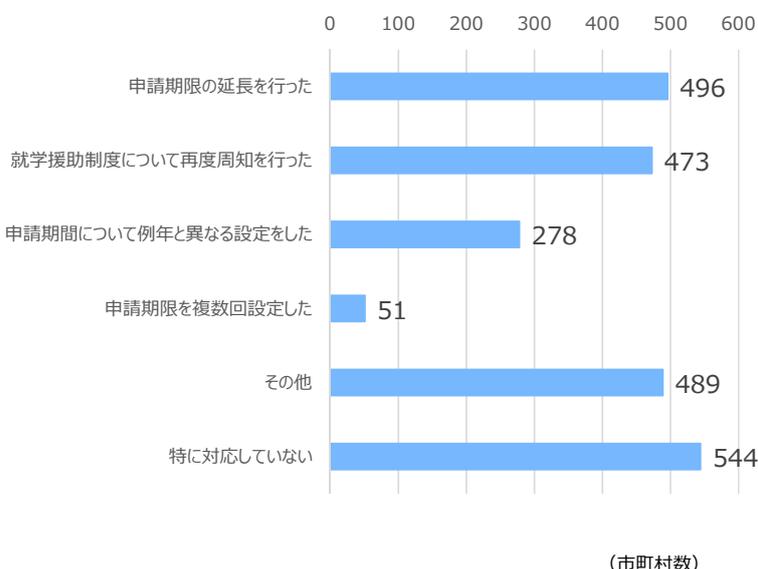
## 令和2年度就学援助実施状況調査 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応について

(令和2年7月時点)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応について、「申請期限の延長を行った」(496市町村)、「就学援助制度について再度周知を行った」(473市町村)と回答した市町村が多い。

(家計急変世帯への対応について)「認定基準が既に整備されている」と回答した市町村が594市町村(33.7%)、「認定基準を現在検討している」と回答した市町村が302市町村(17.1%)となっている。

また、「その他」と回答した346市町村のうち、個別に対応などしている市町村が121市町村(「その他」のうち、35.2%)となっている。



※ 回答市町村数 1,765市町村

※ 複数回答可

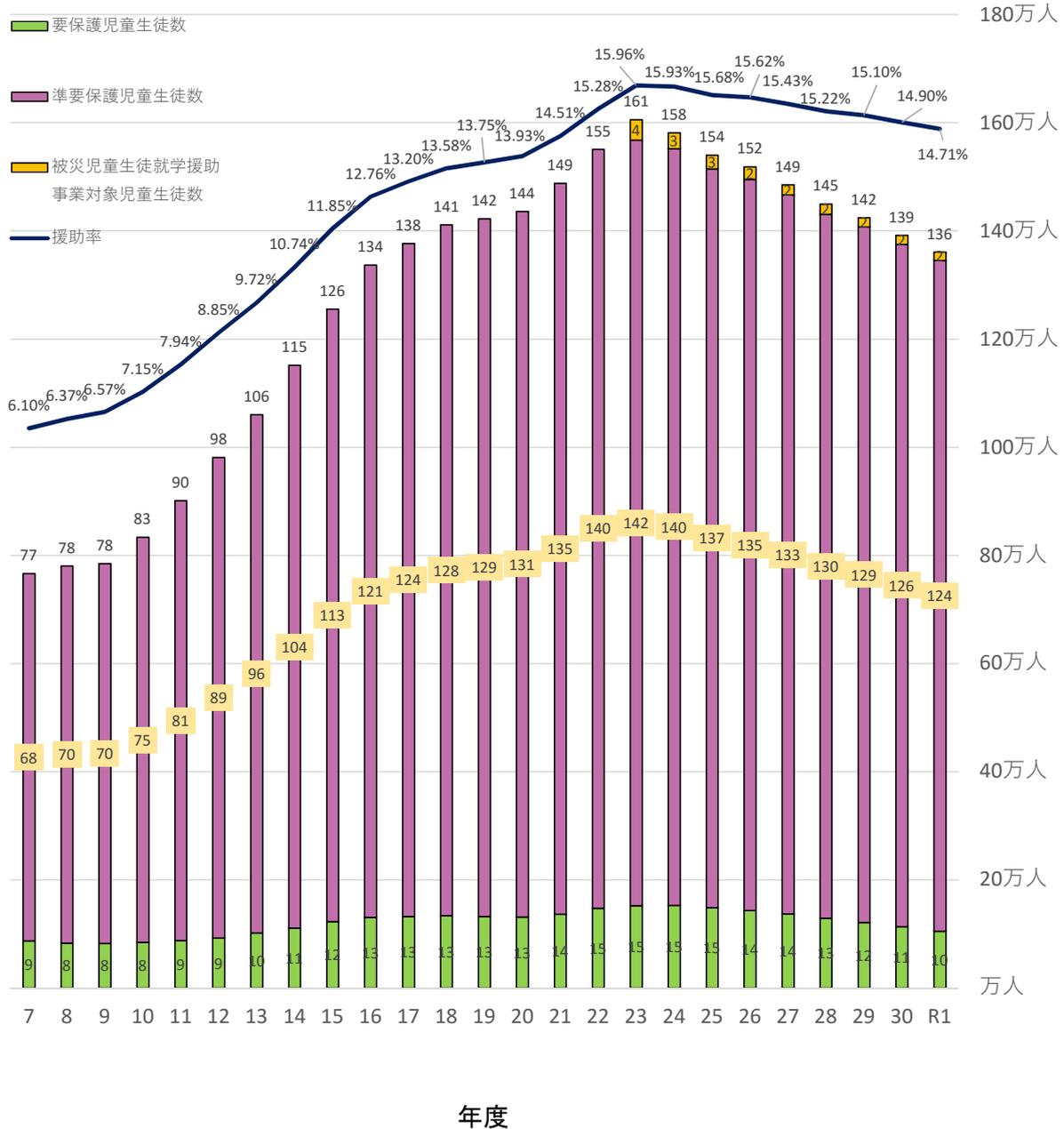
※ 「その他」は、①申請期限の設定はしているが随時受付、②全児童生徒の保護者に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した世帯は申請時の状況等で判断するなど柔軟な対応をするので相談してほしいと周知など

※ 回答市町村数 1,765市町村

※ 「その他」は、①個別に対応している(106市町村)、②都度対応している(15市町村)など

# 参 考 デ ー タ

要保護及び準要保護児童生徒数の推移  
 <被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む>  
 (平成7年度～令和元年度)



- ※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数
- ※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数
- ※ 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数：東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年台風第19号により経済的理由から、就学困難と認められた児童生徒数（平成23年度～平成26年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金・平成27年度～令和元年度被災児童生徒就学支援等事業交付金の対象となった人数）

## 要保護及び準要保護児童生徒数について

参考1-2

### ＜被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む＞

年度	要保護児童生徒数(a)	準要保護児童生徒数(b)	被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数(c)	合計 (a+b+c)
平成7年度	87,250人 (0.69%)	678,923人 (5.41%)		766,173人 (6.10%)
平成8年度	83,091人 (0.68%)	697,258人 (5.69%)		780,349人 (6.37%)
平成9年度	82,512人 (0.69%)	702,064人 (5.88%)		784,576人 (6.57%)
平成10年度	84,696人 (0.73%)	748,835人 (6.42%)		833,531人 (7.15%)
平成11年度	87,690人 (0.77%)	813,625人 (7.16%)		901,315人 (7.94%)
平成12年度	92,593人 (0.84%)	888,560人 (8.01%)		981,153人 (8.85%)
平成13年度	101,824人 (0.93%)	958,166人 (8.78%)		1,059,990人 (9.72%)
平成14年度	110,792人 (1.03%)	1,040,577人 (9.70%)		1,151,369人 (10.74%)
平成15年度	123,055人 (1.16%)	1,132,543人 (10.69%)		1,255,598人 (11.85%)
平成16年度	130,635人 (1.25%)	1,206,192人 (11.51%)		1,336,827人 (12.76%)
平成17年度	132,104人 (1.27%)	1,244,759人 (11.93%)		1,376,863人 (13.20%)
平成18年度	133,705人 (1.29%)	1,277,367人 (12.29%)		1,411,072人 (13.58%)
平成19年度	132,372人 (1.28%)	1,290,110人 (12.47%)		1,422,482人 (13.75%)
平成20年度	131,033人 (1.27%)	1,305,128人 (12.66%)		1,436,161人 (13.93%)
平成21年度	136,648人 (1.33%)	1,351,465人 (13.18%)		1,488,113人 (14.51%)
平成22年度	147,755人 (1.46%)	1,403,328人 (13.83%)		1,551,083人 (15.28%)
平成23年度	152,060人 (1.51%)	1,415,771人 (14.07%)	37,498人 (0.37%)	1,605,329人 (15.96%)
平成24年度	152,947人 (1.54%)	1,399,076人 (14.10%)	29,038人 (0.29%)	1,581,061人 (15.93%)
平成25年度	148,497人 (1.51%)	1,366,018人 (13.91%)	25,165人 (0.26%)	1,539,680人 (15.68%)
平成26年度	143,351人 (1.47%)	1,352,134人 (13.91%)	22,866人 (0.24%)	1,518,351人 (15.62%)
平成27年度	136,798人 (1.42%)	1,329,336人 (13.81%)	18,952人 (0.20%)	1,485,086人 (15.43%)
平成28年度	129,320人 (1.36%)	1,301,491人 (13.66%)	18,688人 (0.20%)	1,449,499人 (15.22%)
平成29年度	121,167人 (1.28%)	1,285,921人 (13.64%)	17,111人 (0.18%)	1,424,199人 (15.10%)
平成30年度	113,381人 (1.21%)	1,261,596人 (13.51%)	17,025人 (0.18%)	1,392,002人 (14.90%)
令和元年度	104,996人 (1.13%)	1,239,920人 (13.40%)	15,855人 (0.17%)	1,360,771人 (14.71%)

(注)

(1) 要保護児童生徒数、準要保護児童生徒数及び被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については、各都道府県教育委員会からの報告によるものである。

(2) 合計欄の率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものであり、(a)要保護児童生徒数、(b)準要保護児童生徒数、(c)被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数の欄の率の計とは端数処理上、一致しない場合がある。

(3) 要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

(4) 平成16年度までは、要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助受給者数、準要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助以外の扶助を受けた者を含む。

令和元年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小中学 校児童生徒 総数 (F)	就学援助率			
	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (B)	要保護・準 要保護児童 生徒数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童生徒 (A) / (F)	準要保護児童生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 生徒合計 (C) / (F)	要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	人	人	人				%	%	%	%
北海道	9,452	58,973	68,425	243	68,668	359,579	2.63	16.40	19.03	19.10
青森県	725	14,065	14,790	22	14,812	86,416	0.84	16.28	17.11	17.14
岩手県	576	9,106	9,682	2,128	11,810	88,233	0.65	10.32	10.97	13.39
宮城県	1,565	16,228	17,793	5,547	23,340	171,145	0.91	9.48	10.40	13.64
秋田県	417	8,215	8,632	35	8,667	63,268	0.66	12.98	13.64	13.70
山形県	276	5,144	5,420	313	5,733	79,362	0.35	6.48	6.83	7.22
福島県	584	13,793	14,377	4,132	18,509	133,945	0.44	10.30	10.73	13.82
茨城県	1,090	15,815	16,905	62	16,967	217,271	0.50	7.28	7.78	7.81
栃木県	800	11,530	12,330	103	12,433	149,053	0.54	7.74	8.27	8.34
群馬県	430	12,330	12,760	35	12,795	148,064	0.29	8.33	8.62	8.64
埼玉県	4,902	65,713	70,615	257	70,872	543,127	0.90	12.10	13.00	13.05
千葉県	4,255	35,812	40,067	38	40,105	456,347	0.93	7.85	8.78	8.79
東京都	11,398	129,463	140,861	166	141,027	817,989	1.39	15.83	17.22	17.24
神奈川県	8,794	85,525	94,319	107	94,426	647,670	1.36	13.21	14.56	14.58
新潟県	966	26,183	27,149	237	27,386	161,394	0.60	16.22	16.82	16.97
富山県	68	5,450	5,518	10	5,528	75,880	0.09	7.18	7.27	7.29
石川県	203	11,199	11,402	30	11,432	87,476	0.23	12.80	13.03	13.07
福井県	136	5,139	5,275	5	5,280	61,814	0.22	8.31	8.53	8.54
山梨県	249	5,547	5,796	5	5,801	58,364	0.43	9.50	9.93	9.94
長野県	435	17,213	17,648	552	18,200	158,969	0.27	10.83	11.10	11.45
岐阜県	387	12,125	12,512	14	12,526	158,805	0.24	7.64	7.88	7.89
静岡県	1,491	20,082	21,573	6	21,579	279,790	0.53	7.18	7.71	7.71
愛知県	3,796	58,872	62,668	29	62,697	606,801	0.63	9.70	10.33	10.33
三重県	811	16,499	17,310	9	17,319	137,835	0.59	11.97	12.56	12.57
滋賀県	788	13,732	14,520	5	14,525	120,104	0.66	11.43	12.09	12.09
京都府	3,852	27,071	30,923	52	30,975	178,480	2.16	15.17	17.33	17.35
大阪府	15,607	112,156	127,763	43	127,806	627,905	2.49	17.86	20.35	20.35
兵庫県	5,982	51,520	57,502	31	57,533	415,927	1.44	12.39	13.83	13.83
奈良県	1,215	11,069	12,284	6	12,290	96,307	1.26	11.49	12.76	12.76
和歌山県	454	9,816	10,270	1	10,271	66,206	0.69	14.83	15.51	15.51
鳥取県	349	6,544	6,893	4	6,897	42,827	0.81	15.28	16.09	16.10
島根県	324	7,847	8,171	4	8,175	51,316	0.63	15.29	15.92	15.93
岡山県	1,634	19,155	20,789	912	21,701	146,808	1.11	13.05	14.16	14.78
広島県	2,514	43,088	45,602	205	45,807	215,448	1.17	20.00	21.17	21.26
山口県	534	19,277	19,811	21	19,832	99,028	0.54	19.47	20.01	20.03
徳島県	534	6,513	7,047	0	7,047	51,448	1.04	12.66	13.70	13.70
香川県	557	10,132	10,689	1	10,690	74,041	0.75	13.68	14.44	14.44
愛媛県	820	12,647	13,467	64	13,531	101,172	0.81	12.50	13.31	13.37
高知県	813	10,866	11,679	0	11,679	45,351	1.79	23.96	25.75	25.75
福岡県	7,319	82,833	90,152	23	90,175	405,516	1.80	20.43	22.23	22.24
佐賀県	280	8,200	8,480	3	8,483	68,346	0.41	12.00	12.41	12.41
長崎県	1,409	18,092	19,501	3	19,504	102,927	1.37	17.58	18.95	18.95
熊本県	1,155	20,058	21,213	361	21,574	143,128	0.81	14.01	14.82	15.07
大分県	741	14,159	14,900	0	14,900	86,664	0.86	16.34	17.19	17.19
宮崎県	760	13,711	14,471	12	14,483	88,083	0.86	15.57	16.43	16.44
鹿児島県	1,568	28,171	29,739	1	29,740	132,217	1.19	21.31	22.49	22.49
沖縄県	1,981	33,242	35,223	18	35,241	145,392	1.36	22.86	24.23	24.24
合計	104,996	1,239,920	1,344,916	15,855	1,360,771	9,253,238	1.13	13.40	14.53	14.71

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

令和元年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

参考2-2

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小学校 児童総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護児童数 (A)	準要保護児童数 (B)	要保護・準 要保護児童 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童 (A) / (F)	準要保護児童 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 合計 (C) / (F)	
	人	人	人				%	%	%	
北海道	5,671	37,611	43,282	146	43,428	238,327	2.38	15.78	18.16	18.22
青森県	405	8,558	8,963	13	8,976	56,332	0.72	15.19	15.91	15.93
岩手県	335	5,666	6,001	1,349	7,350	57,721	0.58	9.82	10.40	12.73
宮城県	940	10,207	11,147	3,550	14,697	114,192	0.82	8.94	9.76	12.87
秋田県	265	5,180	5,445	20	5,465	40,971	0.65	12.64	13.29	13.34
山形県	166	3,077	3,243	203	3,446	51,686	0.32	5.95	6.27	6.67
福島県	340	8,471	8,811	2,710	11,521	86,783	0.39	9.76	10.15	13.28
茨城県	655	9,796	10,451	45	10,496	144,599	0.45	6.77	7.23	7.26
栃木県	484	7,165	7,649	59	7,708	98,514	0.49	7.27	7.76	7.82
群馬県	267	8,007	8,274	18	8,292	97,216	0.27	8.24	8.51	8.53
埼玉県	2,950	41,248	44,198	174	44,372	366,638	0.80	11.25	12.05	12.10
千葉県	2,586	22,449	25,035	15	25,050	309,308	0.84	7.26	8.09	8.10
東京都	6,892	83,910	90,802	93	90,895	590,230	1.17	14.22	15.38	15.40
神奈川県	5,305	55,559	60,864	57	60,921	448,188	1.18	12.40	13.58	13.59
新潟県	609	16,672	17,281	147	17,428	106,653	0.57	15.63	16.20	16.34
富山県	42	3,163	3,205	6	3,211	49,398	0.09	6.40	6.49	6.50
石川県	124	7,142	7,266	18	7,284	58,109	0.21	12.29	12.50	12.54
福井県	81	3,203	3,284	1	3,285	41,002	0.20	7.81	8.01	8.01
山梨県	153	3,415	3,568	2	3,570	38,284	0.40	8.92	9.32	9.33
長野県	269	10,692	10,961	390	11,351	104,802	0.26	10.20	10.46	10.83
岐阜県	234	7,500	7,734	6	7,740	105,375	0.22	7.12	7.34	7.35
静岡県	916	12,566	13,482	2	13,484	187,873	0.49	6.69	7.18	7.18
愛知県	2,360	37,266	39,626	18	39,644	411,259	0.57	9.06	9.64	9.64
三重県	480	10,612	11,092	3	11,095	92,429	0.52	11.48	12.00	12.00
滋賀県	480	8,787	9,267	1	9,268	81,220	0.59	10.82	11.41	11.41
京都府	2,316	17,215	19,531	26	19,557	120,972	1.91	14.23	16.15	16.17
大阪府	9,681	72,673	82,354	27	82,381	427,507	2.26	17.00	19.26	19.27
兵庫県	3,713	33,347	37,060	13	37,073	284,272	1.31	11.73	13.04	13.04
奈良県	767	7,101	7,868	5	7,873	65,018	1.18	10.92	12.10	12.11
和歌山県	280	6,396	6,676	1	6,677	44,835	0.62	14.27	14.89	14.89
鳥取県	228	4,179	4,407	3	4,410	28,588	0.80	14.62	15.42	15.43
島根県	190	5,102	5,292	2	5,294	34,290	0.55	14.88	15.43	15.44
岡山県	1,042	11,938	12,980	623	13,603	98,467	1.06	12.12	13.18	13.81
広島県	1,558	28,527	30,085	142	30,227	148,764	1.05	19.18	20.22	20.32
山口県	321	12,411	12,732	15	12,747	66,597	0.48	18.64	19.12	19.14
徳島県	313	4,034	4,347	0	4,347	34,109	0.92	11.83	12.74	12.74
香川県	324	6,263	6,587	0	6,587	49,678	0.65	12.61	13.26	13.26
愛媛県	493	8,039	8,532	41	8,573	68,061	0.72	11.81	12.54	12.60
高知県	490	7,026	7,516	0	7,516	31,578	1.55	22.25	23.80	23.80
福岡県	4,582	57,044	61,626	13	61,639	278,433	1.65	20.49	22.13	22.14
佐賀県	174	5,385	5,559	2	5,561	46,117	0.38	11.68	12.05	12.06
長崎県	873	12,013	12,886	3	12,889	69,299	1.26	17.34	18.59	18.60
熊本県	697	12,871	13,568	223	13,791	97,181	0.72	13.24	13.96	14.19
大分県	451	9,070	9,521	0	9,521	58,362	0.77	15.54	16.31	16.31
宮崎県	439	8,800	9,239	8	9,247	60,451	0.73	14.56	15.28	15.30
鹿児島県	986	18,782	19,768	1	19,769	89,577	1.10	20.97	22.07	22.07
沖縄県	1,200	21,757	22,957	14	22,971	99,714	1.20	21.82	23.02	23.04
合計	64,127	797,895	862,022	10,208	872,230	6,278,979	1.02	12.71	13.73	13.89

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

令和元年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象生徒数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立中学校 生徒総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護生徒数 (A)	準要保護生徒数 (B)	要保護・準 要保護生徒 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護生徒 (A) / (F)	準要保護生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護生徒 合計 (C) / (F)	
	人	人	人				%	%	%	
北海道	3,781	21,362	25,143	97	25,240	121,252	3.12	17.62	20.74	20.82
青森県	320	5,507	5,827	9	5,836	30,084	1.06	18.31	19.37	19.40
岩手県	241	3,440	3,681	779	4,460	30,512	0.79	11.27	12.06	14.62
宮城県	625	6,021	6,646	1,997	8,643	56,953	1.10	10.57	11.67	15.18
秋田県	152	3,035	3,187	15	3,202	22,297	0.68	13.61	14.29	14.36
山形県	110	2,067	2,177	110	2,287	27,676	0.40	7.47	7.87	8.26
福島県	244	5,322	5,566	1,422	6,988	47,162	0.52	11.28	11.80	14.82
茨城県	435	6,019	6,454	17	6,471	72,672	0.60	8.28	8.88	8.90
栃木県	316	4,365	4,681	44	4,725	50,539	0.63	8.64	9.26	9.35
群馬県	163	4,323	4,486	17	4,503	50,848	0.32	8.50	8.82	8.86
埼玉県	1,952	24,465	26,417	83	26,500	176,489	1.11	13.86	14.97	15.02
千葉県	1,669	13,363	15,032	23	15,055	147,039	1.14	9.09	10.22	10.24
東京都	4,506	45,553	50,059	73	50,132	227,759	1.98	20.00	21.98	22.01
神奈川県	3,489	29,966	33,455	50	33,505	199,482	1.75	15.02	16.77	16.80
新潟県	357	9,511	9,868	90	9,958	54,741	0.65	17.37	18.03	18.19
富山県	26	2,287	2,313	4	2,317	26,482	0.10	8.64	8.73	8.75
石川県	79	4,057	4,136	12	4,148	29,367	0.27	13.81	14.08	14.12
福井県	55	1,936	1,991	4	1,995	20,812	0.26	9.30	9.57	9.59
山梨県	96	2,132	2,228	3	2,231	20,080	0.48	10.62	11.10	11.11
長野県	166	6,521	6,687	162	6,849	54,167	0.31	12.04	12.35	12.64
岐阜県	153	4,625	4,778	8	4,786	53,430	0.29	8.66	8.94	8.96
静岡県	575	7,516	8,091	4	8,095	91,917	0.63	8.18	8.80	8.81
愛知県	1,436	21,606	23,042	11	23,053	195,542	0.73	11.05	11.78	11.79
三重県	331	5,887	6,218	6	6,224	45,406	0.73	12.97	13.69	13.71
滋賀県	308	4,945	5,253	4	5,257	38,884	0.79	12.72	13.51	13.52
京都府	1,536	9,856	11,392	26	11,418	57,508	2.67	17.14	19.81	19.85
大阪府	5,926	39,483	45,409	16	45,425	200,398	2.96	19.70	22.66	22.67
兵庫県	2,269	18,173	20,442	18	20,460	131,655	1.72	13.80	15.53	15.54
奈良県	448	3,968	4,416	1	4,417	31,289	1.43	12.68	14.11	14.12
和歌山県	174	3,420	3,594	0	3,594	21,371	0.81	16.00	16.82	16.82
鳥取県	121	2,365	2,486	1	2,487	14,239	0.85	16.61	17.46	17.47
島根県	134	2,745	2,879	2	2,881	17,026	0.79	16.12	16.91	16.92
岡山県	592	7,217	7,809	289	8,098	48,341	1.22	14.93	16.15	16.75
広島県	956	14,561	15,517	63	15,580	66,684	1.43	21.84	23.27	23.36
山口県	213	6,866	7,079	6	7,085	32,431	0.66	21.17	21.83	21.85
徳島県	221	2,479	2,700	0	2,700	17,339	1.27	14.30	15.57	15.57
香川県	233	3,869	4,102	1	4,103	24,363	0.96	15.88	16.84	16.84
愛媛県	327	4,608	4,935	23	4,958	33,111	0.99	13.92	14.90	14.97
高知県	323	3,840	4,163	0	4,163	13,773	2.35	27.88	30.23	30.23
福岡県	2,737	25,789	28,526	10	28,536	127,083	2.15	20.29	22.45	22.45
佐賀県	106	2,815	2,921	1	2,922	22,229	0.48	12.66	13.14	13.14
長崎県	536	6,079	6,615	0	6,615	33,628	1.59	18.08	19.67	19.67
熊本県	458	7,187	7,645	138	7,783	45,947	1.00	15.64	16.64	16.94
大分県	290	5,089	5,379	0	5,379	28,302	1.02	17.98	19.01	19.01
宮崎県	321	4,911	5,232	4	5,236	27,632	1.16	17.77	18.93	18.95
鹿児島県	582	9,389	9,971	0	9,971	42,640	1.36	22.02	23.38	23.38
沖縄県	781	11,485	12,266	4	12,270	45,678	1.71	25.14	26.85	26.86
合計	40,869	442,025	482,894	5,647	488,541	2,974,259	1.37	14.86	16.24	16.43

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成30年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小中学 校児童生徒 総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護児童生徒を 含む (E) / (F)
	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (B)	要保護・準 要保護児童 生徒数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童生徒 (A) / (F)	準要保護児童生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 生徒合計 (C) / (F)	
	人	人	人				%	%	%	
北海道	10,505	61,053	71,558	258	71,816	365,626	2.87	16.70	19.57	19.64
青森県	810	15,002	15,812	30	15,842	89,024	0.91	16.85	17.76	17.80
岩手県	652	9,187	9,839	2,415	12,254	90,262	0.72	10.18	10.90	13.58
宮城県	1,719	16,400	18,119	6,118	24,237	173,138	0.99	9.47	10.47	14.00
秋田県	465	8,228	8,693	40	8,733	64,993	0.72	12.66	13.38	13.44
山形県	289	5,342	5,631	396	6,027	81,109	0.36	6.59	6.94	7.43
福島県	640	14,526	15,166	3,075	18,241	137,534	0.47	10.56	11.03	13.26
茨城県	1,139	16,010	17,149	78	17,227	220,652	0.52	7.26	7.77	7.81
栃木県	912	11,226	12,138	99	12,237	151,531	0.60	7.41	8.01	8.08
群馬県	476	11,536	12,012	41	12,053	151,342	0.31	7.62	7.94	7.96
埼玉県	5,286	67,150	72,436	208	72,644	547,301	0.97	12.27	13.24	13.27
千葉県	4,536	36,277	40,813	59	40,872	460,418	0.99	7.88	8.86	8.88
東京都	12,092	128,115	140,207	193	140,400	812,504	1.49	15.77	17.26	17.28
神奈川県	9,284	88,051	97,335	125	97,460	651,667	1.42	13.51	14.94	14.96
新潟県	987	27,592	28,579	292	28,871	164,278	0.60	16.80	17.40	17.57
富山県	74	5,236	5,310	9	5,319	77,605	0.10	6.75	6.84	6.85
石川県	213	11,722	11,935	32	11,967	88,916	0.24	13.18	13.42	13.46
福井県	144	5,241	5,385	6	5,391	62,667	0.23	8.36	8.59	8.60
山梨県	267	5,680	5,947	9	5,956	59,788	0.45	9.50	9.95	9.96
長野県	437	17,562	17,999	20	18,019	161,981	0.27	10.84	11.11	11.12
岐阜県	394	12,429	12,823	35	12,858	161,189	0.24	7.71	7.96	7.98
静岡県	1,595	19,729	21,324	6	21,330	283,218	0.56	6.97	7.53	7.53
愛知県	4,411	58,387	62,798	39	62,837	609,406	0.72	9.58	10.30	10.31
三重県	885	16,812	17,697	12	17,709	140,016	0.63	12.01	12.64	12.65
滋賀県	837	14,040	14,877	6	14,883	120,687	0.69	11.63	12.33	12.33
京都府	4,239	27,987	32,226	50	32,276	180,606	2.35	15.50	17.84	17.87
大阪府	16,830	118,538	135,368	55	135,423	635,077	2.65	18.67	21.32	21.32
兵庫県	6,428	54,096	60,524	36	60,560	420,213	1.53	12.87	14.40	14.41
奈良県	1,331	11,332	12,663	7	12,670	97,749	1.36	11.59	12.95	12.96
和歌山県	517	9,914	10,431	2	10,433	67,370	0.77	14.72	15.48	15.49
鳥取県	395	6,350	6,745	5	6,750	43,491	0.91	14.60	15.51	15.52
島根県	362	7,904	8,266	7	8,273	51,619	0.70	15.31	16.01	16.03
岡山県	1,753	19,630	21,383	1,558	22,941	148,347	1.18	13.23	14.41	15.46
広島県	2,725	43,924	46,649	659	47,308	216,974	1.26	20.24	21.50	21.80
山口県	577	19,912	20,489	17	20,506	100,353	0.57	19.84	20.42	20.43
徳島県	616	6,746	7,362	0	7,362	52,297	1.18	12.90	14.08	14.08
香川県	588	10,225	10,813	4	10,817	74,874	0.79	13.66	14.44	14.45
愛媛県	889	12,595	13,484	345	13,829	102,704	0.87	12.26	13.13	13.46
高知県	903	11,105	12,008	2	12,010	46,237	1.95	24.02	25.97	25.97
福岡県	7,755	83,154	90,909	25	90,934	404,483	1.92	20.56	22.48	22.48
佐賀県	268	8,472	8,740	5	8,745	68,801	0.39	12.31	12.70	12.71
長崎県	1,532	17,637	19,169	4	19,173	104,372	1.47	16.90	18.37	18.37
熊本県	1,253	19,859	21,112	600	21,712	143,792	0.87	13.81	14.68	15.10
大分県	778	14,245	15,023	0	15,023	87,502	0.89	16.28	17.17	17.17
宮崎県	865	13,716	14,581	11	14,592	88,765	0.97	15.45	16.43	16.44
鹿児島県	1,693	27,845	29,538	5	29,543	132,921	1.27	20.95	22.22	22.23
沖縄県	2,035	33,877	35,912	27	35,939	144,877	1.40	23.38	24.79	24.81
合計	113,381	1,261,596	1,374,977	17,025	1,392,002	9,340,276	1.21	13.51	14.72	14.90

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成30年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）  
－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小学校 児童総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護児童数 (A)	準要保護児童数 (B) <small>（要保護者に準ずる程度 に困難していると市町村 教育委員会が認めた者）</small>	要保護・準 要保護児童 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童 (A) / (F)	準要保護児童 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 合計 (C) / (F)	
	人	人	人				%	%	%	
北海道	6,311	39,086	45,397	155	45,552	242,021	2.61	16.15	18.76	18.82
青森県	470	9,135	9,605	17	9,622	57,842	0.81	15.79	16.61	16.63
岩手県	384	5,690	6,074	1,507	7,581	59,001	0.65	9.64	10.29	12.85
宮城県	1,032	10,226	11,258	3,928	15,186	115,160	0.90	8.88	9.78	13.19
秋田県	273	5,216	5,489	24	5,513	42,284	0.65	12.34	12.98	13.04
山形県	181	3,222	3,403	261	3,664	52,956	0.34	6.08	6.43	6.92
福島県	367	8,890	9,257	1,933	11,190	88,953	0.41	9.99	10.41	12.58
茨城県	684	9,746	10,430	55	10,485	146,905	0.47	6.63	7.10	7.14
栃木県	566	6,936	7,502	48	7,550	100,167	0.57	6.92	7.49	7.54
群馬県	285	7,259	7,544	21	7,565	99,460	0.29	7.30	7.58	7.61
埼玉県	3,198	42,434	45,632	125	45,757	370,010	0.86	11.47	12.33	12.37
千葉県	2,764	22,787	25,551	25	25,576	312,314	0.89	7.30	8.18	8.19
東京都	7,384	82,232	89,616	111	89,727	584,706	1.26	14.06	15.33	15.35
神奈川県	5,629	57,235	62,864	60	62,924	450,520	1.25	12.70	13.95	13.97
新潟県	618	17,700	18,318	198	18,516	108,691	0.57	16.28	16.85	17.04
富山県	38	2,970	3,008	5	3,013	50,488	0.08	5.88	5.96	5.97
石川県	132	7,427	7,559	21	7,580	58,932	0.22	12.60	12.83	12.86
福井県	83	3,199	3,282	2	3,284	41,748	0.20	7.66	7.86	7.87
山梨県	159	3,470	3,629	3	3,632	39,208	0.41	8.85	9.26	9.26
長野県	274	10,812	11,086	10	11,096	107,045	0.26	10.10	10.36	10.37
岐阜県	255	7,727	7,982	21	8,003	106,881	0.24	7.23	7.47	7.49
静岡県	987	12,347	13,334	2	13,336	190,233	0.52	6.49	7.01	7.01
愛知県	2,755	36,997	39,752	24	39,776	413,326	0.67	8.95	9.62	9.62
三重県	551	10,833	11,384	6	11,390	94,036	0.59	11.52	12.11	12.11
滋賀県	532	9,030	9,562	2	9,564	81,668	0.65	11.06	11.71	11.71
京都府	2,573	17,898	20,471	32	20,503	122,816	2.10	14.57	16.67	16.69
大阪府	10,643	76,631	87,274	35	87,309	431,825	2.46	17.75	20.21	20.22
兵庫県	4,030	35,027	39,057	20	39,077	286,922	1.40	12.21	13.61	13.62
奈良県	823	7,233	8,056	5	8,061	65,974	1.25	10.96	12.21	12.22
和歌山県	325	6,248	6,573	1	6,574	45,391	0.72	13.76	14.48	14.48
鳥取県	237	4,025	4,262	4	4,266	28,943	0.82	13.91	14.73	14.74
島根県	223	4,977	5,200	3	5,203	34,633	0.64	14.37	15.01	15.02
岡山県	1,113	12,325	13,438	1,011	14,449	99,493	1.12	12.39	13.51	14.52
広島県	1,656	29,669	31,325	453	31,778	149,643	1.11	19.83	20.93	21.24
山口県	354	12,921	13,275	12	13,287	67,450	0.52	19.16	19.68	19.70
徳島県	378	4,170	4,548	0	4,548	34,613	1.09	12.05	13.14	13.14
香川県	341	6,357	6,698	1	6,699	50,099	0.68	12.69	13.37	13.37
愛媛県	543	7,966	8,509	224	8,733	68,906	0.79	11.56	12.35	12.67
高知県	545	7,175	7,720	0	7,720	32,280	1.69	22.23	23.92	23.92
福岡県	4,850	56,778	61,628	18	61,646	277,777	1.75	20.44	22.19	22.19
佐賀県	168	5,590	5,758	4	5,762	46,448	0.36	12.03	12.40	12.41
長崎県	942	11,467	12,409	3	12,412	70,156	1.34	16.35	17.69	17.69
熊本県	769	12,756	13,525	377	13,902	97,406	0.79	13.10	13.89	14.27
大分県	468	9,168	9,636	0	9,636	59,027	0.79	15.53	16.32	16.32
宮崎県	508	8,823	9,331	8	9,339	60,863	0.83	14.50	15.33	15.34
鹿児島県	1,050	18,621	19,671	4	19,675	89,962	1.17	20.70	21.87	21.87
沖縄県	1,221	22,162	23,383	16	23,399	99,406	1.23	22.29	23.52	23.54
合計	69,672	810,593	880,265	10,795	891,060	6,334,588	1.10	12.80	13.90	14.07

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成30年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象生徒数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立中学校 生徒総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護生徒数 (A)	準要保護生徒数 (B)	要保護・準 要保護生徒 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護生徒 (A) / (F)	準要保護生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護生徒 合計 (C) / (F)	
	人	人	人				%	%	%	
北海道	4,194	21,967	26,161	103	26,264	123,605	3.39	17.77	21.16	21.25
青森県	340	5,867	6,207	13	6,220	31,182	1.09	18.82	19.91	19.95
岩手県	268	3,497	3,765	908	4,673	31,261	0.86	11.19	12.04	14.95
宮城県	687	6,174	6,861	2,190	9,051	57,978	1.18	10.65	11.83	15.61
秋田県	192	3,012	3,204	16	3,220	22,709	0.85	13.26	14.11	14.18
山形県	108	2,120	2,228	135	2,363	28,153	0.38	7.53	7.91	8.39
福島県	273	5,636	5,909	1,142	7,051	48,581	0.56	11.60	12.16	14.51
茨城県	455	6,264	6,719	23	6,742	73,747	0.62	8.49	9.11	9.14
栃木県	346	4,290	4,636	51	4,687	51,364	0.67	8.35	9.03	9.13
群馬県	191	4,277	4,468	20	4,488	51,882	0.37	8.24	8.61	8.65
埼玉県	2,088	24,716	26,804	83	26,887	177,291	1.18	13.94	15.12	15.17
千葉県	1,772	13,490	15,262	34	15,296	148,104	1.20	9.11	10.30	10.33
東京都	4,708	45,883	50,591	82	50,673	227,798	2.07	20.14	22.21	22.24
神奈川県	3,655	30,816	34,471	65	34,536	201,147	1.82	15.32	17.14	17.17
新潟県	369	9,892	10,261	94	10,355	55,587	0.66	17.80	18.46	18.63
富山県	36	2,266	2,302	4	2,306	27,117	0.13	8.36	8.49	8.50
石川県	81	4,295	4,376	11	4,387	29,984	0.27	14.32	14.59	14.63
福井県	61	2,042	2,103	4	2,107	20,919	0.29	9.76	10.05	10.07
山梨県	108	2,210	2,318	6	2,324	20,580	0.52	10.74	11.26	11.29
長野県	163	6,750	6,913	10	6,923	54,936	0.30	12.29	12.58	12.60
岐阜県	139	4,702	4,841	14	4,855	54,308	0.26	8.66	8.91	8.94
静岡県	608	7,382	7,990	4	7,994	92,985	0.65	7.94	8.59	8.60
愛知県	1,656	21,390	23,046	15	23,061	196,080	0.84	10.91	11.75	11.76
三重県	334	5,979	6,313	6	6,319	45,980	0.73	13.00	13.73	13.74
滋賀県	305	5,010	5,315	4	5,319	39,019	0.78	12.84	13.62	13.63
京都府	1,666	10,089	11,755	18	11,773	57,790	2.88	17.46	20.34	20.37
大阪府	6,187	41,907	48,094	20	48,114	203,252	3.04	20.62	23.66	23.67
兵庫県	2,398	19,069	21,467	16	21,483	133,291	1.80	14.31	16.11	16.12
奈良県	508	4,099	4,607	2	4,609	31,775	1.60	12.90	14.50	14.51
和歌山県	192	3,666	3,858	1	3,859	21,979	0.87	16.68	17.55	17.56
鳥取県	158	2,325	2,483	1	2,484	14,548	1.09	15.98	17.07	17.07
島根県	139	2,927	3,066	4	3,070	16,986	0.82	17.23	18.05	18.07
岡山県	640	7,305	7,945	547	8,492	48,854	1.31	14.95	16.26	17.38
広島県	1,069	14,255	15,324	206	15,530	67,331	1.59	21.17	22.76	23.07
山口県	223	6,991	7,214	5	7,219	32,903	0.68	21.25	21.93	21.94
徳島県	238	2,576	2,814	0	2,814	17,684	1.35	14.57	15.91	15.91
香川県	247	3,868	4,115	3	4,118	24,775	1.00	15.61	16.61	16.62
愛媛県	346	4,629	4,975	121	5,096	33,798	1.02	13.70	14.72	15.08
高知県	358	3,930	4,288	2	4,290	13,957	2.57	28.16	30.72	30.74
福岡県	2,905	26,376	29,281	7	29,288	126,706	2.29	20.82	23.11	23.11
佐賀県	100	2,882	2,982	1	2,983	22,353	0.45	12.89	13.34	13.34
長崎県	590	6,170	6,760	1	6,761	34,216	1.72	18.03	19.76	19.76
熊本県	484	7,103	7,587	223	7,810	46,386	1.04	15.31	16.36	16.84
大分県	310	5,077	5,387	0	5,387	28,475	1.09	17.83	18.92	18.92
宮崎県	357	4,893	5,250	3	5,253	27,902	1.28	17.54	18.82	18.83
鹿児島県	643	9,224	9,867	1	9,868	42,959	1.50	21.47	22.97	22.97
沖縄県	814	11,715	12,529	11	12,540	45,471	1.79	25.76	27.55	27.58
合計	43,709	451,003	494,712	6,230	500,942	3,005,688	1.45	15.00	16.46	16.67

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

# 参 考 資 料

## 義務教育段階の就学援助（概要）

### 1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

### 2 就学援助の対象者

- ① **要保護者**……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成30年度 約11万人】
- ② **準要保護者**……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【平成30年度 約126万人】

### 3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】 令和3年度予算額（案） 6億円（前年度予算額 6億円）

- ① **補助の概要**：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ② **補助対象費目**：学用品費／体育実技用具費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③ **国庫補助率**：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④ **令和3年度予算額（案）**
  - ・「**オンライン学習通信費**」の**単価引き上げ**  
小学校：10,000円 → 12,000円（+2,000円） 中学校：10,000円 → 12,000円（+2,000円）
  - ・「**修学旅行費**」の**単価引き上げ**  
小学校：21,890円 → 22,690円（+800円）



### 4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

# 要保護児童生徒援助費補助金予算単価 令和3年度予算(案)

(単位: 円/年額)

区分	対象品目	小学校	中学校	区分	対象品目	小学校	中学校	
学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(鉛筆、ノート、絵の具、副読本、運動衣、その他、実験・実習材料費も含む。)	11,630	22,730	通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費又は公営又は民営バス会社等への運行委託料。 (片道の通学距離が、小学校4km以上、中学校6km以上。ただし、豪雪地域における積雪期間中は、その半分の距離。特別支援学級や学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童生徒については距離は問わない。)	40,020	80,880	
通学用品費(第1学年を除く)	児童又は生徒が通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等)。なお、小中学校の第1学年の児童生徒に対しては、新入学児童生徒学用品費等で措置。	2,270	2,270	クラブ活動費	クラブ活動(課外の部活動を含む。)の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費。	2,760	30,150	
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	児童又は生徒が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。))を行う。のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。	1,600	2,310	生徒会費	生徒会費(児童会費、学級費、クラス会費を含む。)として一律に負担すべきこととなる経費。	4,650	5,550	
校外活動費(宿泊を伴うもの)	児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費又は見学料。	3,690	6,210	P T A会費	学校・学級・地域等を単位とするP T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。	3,450	4,260	
柔道	小学校又は中学校の体育(保健体育)の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式(面、胴、甲子、垂れ)、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具)で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。	-	7,650	卒業アルバム代等	小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	11,000	8,800	
剣道	同上	-	52,900	オンライン学習通信費	I C Tを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用される教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費(モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。)	12,000	12,000	
スキー	同上	26,500	38,030	医療費	トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病(虫卵保有を含む。)について学校において治療の指示を受けた場合の、その治療のための医療に要する費用。	12,000	12,000	
スケート	同上	11,810	11,810	学校給食費	完全給食	給食内容がパン又は米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。)、ミルク及びおかずである給食	53,000	62,000
新入学児童生徒学用品費等	新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等)。	51,060	60,000	補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食	41,000	46,000	
修学旅行費	交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均等に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱料金。	22,690	60,910	ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食	8,000	8,000	

## 被災児童生徒就学支援等事業(東日本大震災)

令和3年度予算額(案) 15億円 【東日本大震災復興特別会計】  
(前年度予算額 30億円)



### 背景説明

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



### 目的・目標

○被災により就学困難となった児童生徒等に対して都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



### 事業内容

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額(10/10)を国庫で支援**(一部を除く。)する。

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)

- (1) 地震・津波被災地域・・・就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- (2) 原子力災害被災地域・・・就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

### <地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

#### 就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒 (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費等  
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業 ※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



### <原子力災害被災地域のみ>

#### 奨学金事業【高等学校】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった生徒  
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業  
(返還免除) 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき  
※令和2年度時点で、収入等の基準により返還免除としている自治体  
・卒業後の年収が300万円以下の場合、最大5年まで返還猶予  
・5年経過後も基準を下回る場合は、返還免除

#### 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒(年収590万円未満の世帯)  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

#### 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒(年収590万円未満の世帯)  
・専修学校高等課程、専門課程: 修業年限1年以上  
・専修学校一般課程、各種学校: 原則修業年限2年以上  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業  
※専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

#### 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒(原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む)  
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業  
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等



## 背景説明

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。
- 本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。



## 目的・目標

- 被災により就学困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



## 事業内容

- 大規模災害（**令和元年台風第19号**、**令和2年7月豪雨**）により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（**2/3**）を**国庫で支援**する。

※熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震対応分については令和2年度まで支援。

### 就学援助事業【小・中学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
- (対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
- ※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



### 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- (対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

### 奨学金事業【高等学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった生徒
- (対象事業) 都道府県等において行う奨学金事業

### 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- (対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
- ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
- ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

### 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- (対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒  
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)
- (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



## 子供の貧困対策に関する大綱（抄）

～ 日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～  
(令和元年11月29日閣議決定)

### 第3 子供の貧困に関する指標

指標	直近値	算出方法
<b>就学援助制度に関する周知状況</b> (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	65.6% (平成29年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
<b>新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況</b>	小学校	47.2% (平成30年度)
	中学校	56.8% (平成30年度)
		「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)

### 第4 指標の改善に向けた重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

#### 1 教育の支援

##### (6) 教育費負担の軽減

##### (義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。

平成29年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。